

朝霞市議会懲罰特別委員会

日 時 令和6年8月30日(金)午後1時開会  
場 所 第2委員会室  
事 件

(1) 外山麻貴議員に対する懲罰の件

---

出席者

遠藤光博	委員	長	小池貴訓	副委員	長
田原亮	委員		西明	委員	
野本一幸	委員		獅子倉晴	委員	
ごん純一	委員		利根川仁	委員	
田辺淳	委員		石川啓	委員	
黒川滋	委員				

欠席者

(なし)

傍聴議員

本田麻希子	議員	高堀亮太郎	議員
福川鷹子	議員		

---

委員会に出席した事務局職員

太田敦子	事務局	長	菊島隆一	事務局	次長
松原陽子	議会	総務	柴沼勇太	議会	係長
矢澤宏人	議会	主任	熊谷祐樹	議会	主任

○遠藤光博委員長 ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

(午後1時)

○遠藤光博委員長 それでは、本委員会に閉会中の継続審査となっています外山麻貴議員に対する懲罰の件を議題といたします。

本件につきましては、6月27日の委員会において、さらに審査をする必要があるため、継続審査となったものです。

それでは、本件について皆さんの御意見を伺います。御意見ありますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 この懲罰委員会でちょっと確認をしたいことがあるので、ちょっと述べさせていただきます。今回の懲罰委員会設置に当たって、要望書だとか、意見書だとか、また魔女狩りだとか、いじめなどと多くの御意見が届いていて、改めて、なぜ懲罰委員会が設置されたのか、その前に、なぜ懲罰動議が提出されたのか。これは要望書や意見書を出していただいた方々、また市民の皆様への説明も含めて、懲罰委員会として懲罰動議、懲罰委員会で確認する必要があると思いますので、私のほうから述べさせていただきます。また、同じ立場の朝霞市議会議員が朝霞市議会議員の懲罰を決めるに当たって、今後の検証、参考となるように、背景と対応を確認をする必要があると思いますので、確認をさせていただきます。

6月議会での朝霞市政治倫理条例の審議に当たり、外山さんの議場での討論の発言が端を発したことになります。まず、田原議員に対し、———等と実態と異なる形で名誉を傷つけた発言、また外山氏は、こちらの杉田という者は特定の宗教団体の集団ストーカー———であり、過去、———で特定の宗教団体の方の———

———という、そういう実際の被害がありまして、その過去の自分の体験から、特定の宗教団体批判と———を批判しているのであり、——————というのは全国で見られていますと、議案の審議に必要な、公開されている場で、論証もなく名指しで特定の宗教団体の名誉を傷つけた発言を行いました。また、議題に関係のない———に対しては、———

———などと、事実を誇張し、名誉を傷つけた発言を行った。そのほか、懲罰動議で指摘をした合わせて9点についても、事実関係がない、事実無根、伝聞で特定の宗教団体、政党、個人を著しく批判し、名誉棄損と取られても仕方がない発言を議場でしていました。今回の議場において、外山さんの発言は、議員という立場の外山さんがこのような発言を行ったんです。議員である前に人として、公の場で何を発言していいのか、何を発言していけないのか、常識や判断もつかないで、伝聞や事実無根、根も葉もないことを発言し、多くの方々の名誉を傷つけた発言が懲罰動議となったことをよくよく御理解をしていただきたい。

例えば、私が議場で、私は実はつばさの党から———が行われていて、———と、過去の自分の体験からつばさの党の批判として、そして———を批判をしているのであり、———

———でありますよというような発言を行えば、私が懲罰動議を出されることになるんです。公開の場でとんでもない発言をしたことにより懲罰動議が出されたことをよく御理解をしていただき、魔女狩りでもいじめでもない、議会として当然のことをしてきたことをよく御認識をいただきたい。

しかしながら、懲罰動議の一身上の弁明で外山さんは、「このたびは、伝聞による不確かな情報や、一方的な解釈による事実誤認、また、感情的な名誉毀損的発言など、議会の名誉を傷つけるような発言をしてしまったことに対しては深く反省し、御指摘のこの9点については発言を取り下げ、撤回させて謝罪をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。私もこの懲罰動議というのは初めての経験で、朝霞市議会としても初めてのことということですので、今後の経緯というものがよく分かっておりませんが、懲罰委員会が開かれるということですので、そこでの審議を待ちたいと思います。このたびは議会の品位をおとしめてしまったことに深く反省しております。大変申し訳ございませんでした。」と謝罪、撤回、発言の取下げをする発言を行いました。この懲罰委員会では、謝罪、撤回、取消しの発言を加味して議論をすることになります。

しかしながら、議会で謝罪、撤回、取消し発言をしておきながら、6月22日の市民会館の集会で、この謝罪内容とはかけ離れた発言をしていました。6月議会中に問責決議、懲罰動議を出された外山さんの集会発言内容について、情報提供していただく方は多くいると思いますし、また、この外山氏の発言を田原委員が文字起こしをしていただいて、よく確認をすると、議場での謝罪を撤回するような真逆な発言が読み取れます。懲罰委員会は議場での発言で判断を行うとされていますが、6月22日の発言を読み取った上で懲罰委員会で結論を出すべきではないかと思います。議場で謝罪、撤回、取消しよりも、集会で話したことが真実であるならば、私はこの懲罰委員会での結論の考えとしては、処分としては戒告、陳謝、出席停止、除名となりますが、今回の謝罪が形だけの偽りであるならば、また、謝罪をする気持ちなどさらさらないこととなれば、議会を愚弄することになり、除名に値すると感じます。なので、次回の懲罰委員会では、外山さんを懲罰委員会に来ていただいて、発言の趣旨を確認させていただく必要があると考えます。次回の委員会に外山さんをお呼びいただくことを申し上げたいと思います。

以上です。

○遠藤光博委員長 この際、暫時休憩します。

(午後1時8分)

○遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時8分)

○遠藤光博委員長 ただいまの利根川委員の発言の中に、先般、外山議員が発言の取消しをした文言が含まれているものなので、その発言を引用した場合に、この特別委員会、懲罰委員会での会議録には載らないということを皆さん承知置きいただきまして、その上で発言いただければというふうに思いますので、一言申し上げます。

ほかに御意見ありますか。

ごん委員。

○**ごん純一委員** 今回の懲罰委員会に関してですが、事が重大なので、慎重に審議すべきだと思いますが、既に当該議員がさきの衆議院補選でカメラを持って、自分から近づきながら、セクハラだ、セクハラだと言いながら冤罪を声高に叫んだり、カメラを持って選挙カーの進路を塞いだりといった動画が既にSNS上ではしっかりとした証拠として残っています。これらの問題行動を起こしてから既に4か月以上の歳月がたっています。このまま朝霞市として、慎重な審議はすべきだと思いますけれども、当該議員に対して何ら懲罰を下せないとすると、朝霞市議会がその行動を受け入れられると取られかねないんじゃないかとちょっと僕は危惧しております。実際、私のところにも、朝霞市議会はこういった行動を容認しているのか、何もできないのかといった苦情が寄せられたこともあります。

ほかの自治体の話ではありますが、議会中にゲームをしていた議員がいて、問題となり、議会が懲罰委員会を起こして辞職勧告になりました。これは一番重い懲罰ですが、当該議員が問題を起こして僅か1か月以内でこれらの懲罰が下されています。もちろんこれがふさわしい懲罰かどうかはまた別の話だと思いますが、慎重な審議も必要ですが、どうかひとつ迅速な決断を下せるよう、委員会の前進を私は希望して、ちょっと意見とさせていただきます。よろしくお願いします。

○**遠藤光博委員長** ほかに意見ありますか。

田原委員。

○**田原亮委員** ありがとうございます。今、冒頭、利根川委員がこれまでの経緯を、きちんと状況を追って説明をしていただきました。もしかしたら傍聴人の中にそういった本当の背景を知らない方がいらっしゃるかもしれないので、ぜひ確認をしていただきたいなというふうに思いますし、特に、外山議員が発言の撤回、取消しの申出をしたときの反対討論ですね、これをしっかり見ていただきたいなというふうに思います。どれだけめっちゃくちゃなことが行われているのかというのをしっかり確認した上で、これからの議論を見守っていただきたいなと思うんですけども、言わずもがなですけども、この懲罰特別委員会は、対象となるのは議場での発言、議場での行動が中心になりますので、今、ごん委員がおっしゃっていたように、4か月前のことというのは基本的には関係のない話ですから、もしそれで何もできないのかといったら、もう何もできないんですよ、議会はね。もうそれこそ懲罰委員会ではなくて、別の手段でやっていくしかないの、そこは分けていただきたいなということを申し上げておきたいんですけども、かつ、懲罰委員会が対象になっていることに対して、利根川委員があったとおり、その直後ですよ、直後に全否定するような集会での発言があって、それがユーチューブでアップされていると。本来であれば、こんな発言なんか相手にするようなものではないですし、放っておけばいいんですけども、あまりにもこの議会での発言、それから議会での懲罰特別委員会を愚弄しているとかもう言えないような状況なので、利根川委員が今おっしゃったように、本人を呼んで、あれですよ、要は真意を確認をしたいということですよ。基本的には懲罰特別委員会で審議すべきは、議場での出来事です。だけれども、その議場の出来事をひっくり返すようなことを平然とやるような議員ですから、それに関して確認をしたいという利根川委員の申出に関して、私は全面的に賛成をしたいと思いますし、本人がこちらの場で何を話をするのかというのは、やはりこれからの懲

罰の内容ですか、に影響するかなと思います。

本当であれば、この懲罰特別委員会も、その懲罰の内容から決めるんでしたよね、最初に説明がありましたけれども。もう朝霞市議会ではそういう今までの常識だとかモラルだとか秩序がひっくり返されるような状況になってしまっているというのを、この場で全員もう一回確認をしていただいておきたいなというふうに思います。

以上です。

○**遠藤光博委員長** 今、田原委員のほうからも発言がありましたけれども、私のほうからも改めて確認をさせていただきたいかなというふうに思いますが、市議会が議決によって懲罰できるのは法第134条においてなんですけれども、その上で、地方自治法に違反した場合、また朝霞市議会の会議規則に違反した場合、朝霞市議会の委員会条例に違反した場合、これのみでの判断になりますので、先ほどそれ以外の議場外での発言とか行動については懲罰の対象にはならないというのは、皆さんその点は御理解した上で、またこの懲罰特別委員会での議論に臨んでいただければというふうに、改めて確認をさせていただきます。

ほかに御意見ありますか。

黒川委員。

○**黒川滋委員** 私も懲罰動議の提出者の一人として、数々の問題発言があっ、やっぱり普通はこんなこと、何というのかな、公の場でね、公の記録、役所の記録が残るような場で言うことではないなというのはすごくあって、そのことが言われた者勝ちみたいな状態というのは放置してはいけないなということは思っておりました。それで、その結果として本人から撤回と謝罪があっ、ということなんだけれども、公の生活をしている人間としては当たり前のことだと思んですけれども、自分が不承不承、多少不承不承であったとしても、謝って撤回したとなったら、その謝って撤回したことに対して、その後の事大は、その謝って撤回したことに縛られて行動するはずなんですけれども、そうじゃない行動をしたということで、真意は何なんだと、表の席だけ謝ってればいいのかと、謝れば後、何してもいいのかということになってしまうわけですね、そのまま放置すると。だから、やっぱりそういう意味では、さっき利根川委員がおっしゃったように、真意を確認すべきだと思います。

それともう一つは、それぞれの事実に対して丁寧に真意を確認していくべきだと思います。田原さんの11月4日の家の事件、それから宗教団体への誹謗、————への誹謗、それから労働団体に対する誹謗、それから、議会の様々なルールにのっとって決めたことに対しての中傷、こうしたことを一つ一つ、真意はどうだったのかということを見定めながら、謝罪を情状酌量として捉えるべきなのか、いや、形の上で謝っただけなのか、そこをきっちり見定める作業を丁寧にやっていく必要があるというふうに私は考えております。

○**遠藤光博委員長** ほかに御意見ありますか。

野本委員。

○**野本一幸委員** 私もいろいろ、それぞれの皆さんからお話がありました、本当にもっとも、本当に常識ないなと。これは前にも言いましたけれども、やはり議員たる者、それぞれ気を遣いながらいろいろな形で議員活動をやっていくのが、これはもう常、そんなのは当たり前のことなわけですよね。それがああいう形で衆議院の補選、関係ないといえば関係ないですけども、実際にあの辺がずっとつながって、それで終わればいいんですけども、実際に朝霞の市議会の議場で、ああいった不穏当発言、利根川さん、ごんさんからすれば、も

う完全に侮辱的な発言ですよ、それを本当、私もとんでもないことを言うなど、実際に本人も申し訳なかったという話であったんですけども、それで済めば、まあそれでよかったのか分かりませんが、それぞれ自分のいろいろな考えがあるんでしょうから、それを自分を擁護するような形で、もう私も確かめたら、本人からのアップじゃないと、そこを聞いていた、見ていた人がアップしているというような話でありました。ただ、でも、それを言った事実は事実だと思うんですね、今、委員長からも話がありましたけれども、やはりその真意というのが、本当に申し訳ないという気持ちがあって言っているのか、その後の話を聞くと、どうなのかなと、すごい疑義があるわけですよ、我々からすると。でも、本人もこのところずっと毎回議会には来ていて、大分疲れているみたいですけども、自分のまいた種、それはもう自分が責任取るわけですよ、それはしょうがないと思います。ですから、私は、先ほど利根川さんのほうからお話があったとおり、その辺の真意というのを、どういうふうな物の考え方をしているのかなということを確かめて、それで結論を出せばいいなと、このように今、強く感じたところであります。

以上です。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 今、皆さんから、次回、外山議員を呼ぶべきではないかという御意見がありました。ということは、もう継続してということになると思うんですが、ほかに、先ほどごん委員のほうから、結論を早めに出したほうがいいのかという御意見もありましたけれども、それは今日出したほうがいいのかということですか。

○ごん純一委員 もちろん今日がベストでありますけれども、慎重な議論の重要性も感じておりますので、そこは懲罰委員会の判断に従います。

○遠藤光博委員長 分かりました。

利根川委員。

○利根川仁志委員 ごん委員の意見もあって、でも、慎重に審議を進めてくださいと。先ほど黒川委員から、こちらが指摘した9点について、取り消した9点について、一つ一つ丁寧にやっていくべきだという御意見もあったので、次回は外山議員を呼んでいただければ、呼んでいただいて、その後も9点について、その内容がどうなのかというのを、そこを検証もしていく、してやっていこうということで黒川さんの意見があったと思うので、その辺も加味していただければと。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 一応、問題箇所だなどと思う点を懲罰動議では9点挙げたわけですよ。それぞれがみんなお感じになっていることを集約してやったと思うんですけども、中にやっぱり軽重あると思うんです。これはやっぱり重大な名誉棄損だとか、これは、何というのか、ちょっとした中傷なのか、あるいは議会の内部ルールに関する項目などでは、単にみんなが決めたことなのに何を言っているんだ程度のものであれば、いや、このルールをちゃんと踏まえていないとまずいでしょうというものもあると思うんです。だから、それぞれ、やっぱり9点の中で、どれを懲罰で問うか問わないかを少し確認していく作業が要るかなというふうには思っています。それ一つ一つに外山さんに来てもらう必要があるかどうかは、ちょっとまた別の話かなと思っています。

○遠藤光博委員長 田原委員。

○田原亮委員 ありがとうございます。ちょっと、とにかく本人の話を私は聞いてみないと、今それに対して、利根川さんの御指摘と黒川さんの提案に関しては、何も判断ができないということです。あまりにも異常な状況なので、一つずつお願いしたいということを委員長に申し上げたいと思います。

以上です。

○遠藤光博委員長 分かりました。

ほかに御意見ありますか。

石川委員。

○石川啓子委員 委員長が繰り返し説明されているように、あくまでも議会での発言、議会や委員会での発言に基づいて懲罰委員会でも判断するというところで、条例の討論のときの発言がありましたけれども、現時点では謝罪をして撤回、取消しで削除されているという現段階で、その後のことというお話がありましたけれども、それは基本的には議会外でのことなので、たまたま映像があってということで、そういえばあの人があっちでこんなことを言っていたということまでが伝聞で、そういう判断の中に材料になるかという、いろいろ問題があると思うんですけども、本人から真意を聞くという中に、既に取消しをされていることについて、また一つ一つ、それが事実かということまで、今の話の流れでは、検証するという方向であれば、現時点では発言が撤回されているので、そこをやる必要があるのかなというのはちょっと疑問で、私としては疑問があります。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 総論としては、一回本人を呼んでということだと思うんですけども、9点に関しては、懲罰の構成要素として該当させるかどうかということの検討が必要だと思います。この程度のことで懲罰の対象にすべき内容なのか、その9点の中で、これはやっぱり懲罰の対象になるということの一つ一つ、ちょっと確認していかなきゃいけないかなと思います。

あとそれから、撤回に関しては、形の上ではそうになっているけれども、形を作ってしまうと真意がどうであれいいのかというのは、ちょっとすごくこれ、慎重に考えなければいけない題材だなと思っているんです。今までであれば、恐らくこういうことがあれば、本当に首をすくめて、私も怒られたこと何回かありますけれども、懲罰までは行きませんでしたけれども、怒られたことは何回かありますけれども、首をすくめてその後の態度を改めるというのが常識ですよ。不承不承であったとしても、やるというのが普通ですよ。だけれども、そうじゃないことやって、あまつさえちょっと関係者をあおっていたりもするので、そういうことを含めて、全然こう、何というのか、終わらないという実感があるんです。そういうことと言うと、やはり本人が納得して、この事態、内心でどう思おうが、どんな組織にどんなことを思おうと構わないけれども、公の場でこんなことを言うてはならんということを受け入れるまでは、やっぱりこの問題は終わらないなというふうに私は理解しています。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 石川委員が、議場ではもう謝罪、撤回、取消しをしているということで、この委員会では、その内容も含めて、議場と委員会の中の発言で判断をしなければいけない

という、それはそれですごく、委員長が何回も言っているとおり、それはそれで、そうなんだろうなど。私は外山さんに聞きたいのは、まず、では議場で、議会で謝罪さえしてしまえば、後で言ったことなんかは論点にならないんだから、それは別に、後で自分の思ったことを言えばいいんだともしかしたら思って、知っていたのかなと、そういうふうに思っていたのかなというのを、ぜひ聞いてみたい一つでもありますし、そうじゃないとしても、あれは議会中ですよ、あれは議会中の話で、1週間か10日ぐらいですかね、もたないうちの集会で、集会をやった方々も、これだけ問題になっている中で外山さんを何とかフォローしてあげようとかというふうな思いでその集会をやったのかな、なんていうことは推察してはいますが、まず、議会中に懲罰動議、問責決議があった本人が、もしそこで何とかフォローしてあげようと思うんだったら、その集会の場で議場で言ったことと同じことを言わせなかったら、何のフォローにもなっていないのかなというふうに、あそこで本当のことを言わせてしまったら、それがいいと思ったのかなということも疑問ですし、なので、じゃ、これから議場で謝罪さえすれば、後、ほかで何を言ってもいいんだということになってしまうと、それはそれで大きな問題もあるので、確認していただいて、また、田原委員から、本当に御苦労されて、何を発言したかという議事録も頂いていますので、それをよく検証して、それを参考にしながら、その懲罰の結論を出していければなというふうに私は思います。

○遠藤光博委員長 ほかに。

田原委員。

○田原亮委員 ありがとうございます。取消しと撤回がちょっと混同しているので、一回整理しますけれども、本人は議場では撤回しますと言ったんですが、取消しの申出があったわけですよ。撤回というのは効果は遡及しませんが、取消しは最初からなかったこととなりますので、石川さんがおっしゃるとおり、今なかったことになっているんですけれども、黒川さんが言うとおおり、なかったことになったとしても、懲罰特別委員会も設置されていますので、それは議場での発言を基にしてやっていますから、そこはしっかり、懲罰を考えていく上で、本人の意見を、意見をというか本人の考えを、ちゃんとやっぱり確認しておきたい。懲罰特別委員会として、本人を呼んでいただくことを強く要望したいと思います。

以上です。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 それでは、ただいま3人の方から、次回の委員会に外山議員の出席を求めて、説明ですかね、をお聞きしたいという意見がありますので、ここで一度お諮りしたいかというふうに思います。よろしいでしょうか。

本件については、次回の委員会に外山議員をお呼びし、説明をお聞きしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

そうしますと、次回ということなので、必然と継続ということになりますけれども、今日直ちに結論を出すという意見は出てはいませんが、継続という形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 それでは、さらに審査を要する必要があるため、継続審査としたいと思

ます。

再度お聞きいたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

---

○遠藤光博委員長 それでは、以上で本委員会を終了いたします。

(午後1時29分)

◎懲罰特別委員長